

新「会社法」が成立しました

平成17年6月29日参議院において新会社法が可決し成立しました。今回成立した新「会社法」は、企業が多様化に対応して、商法や有限会社法などの企業にかかわる法律を抜本的に見直し、一本化した法律です。新「会社法」は、成立後1年6ヵ月以内に施行されることとなります。現在のところ、一部を除いて来年の五月の施行が有力であるとされています。

ポイント①有限会社は株式会社へ一本化 – どうなる有限会社? –

今回の改正で、有限会社制度は廃止され、株式会社制度に一本化されました。従って、新「会社法」施行後は、有限会社を新たに設立することはできません。しかし、既存の有限会社については、特例有限会社として、新会社法施行後も有限会社法の規律の実質が維持されることとなります。この場合、商号は「有限会社〇〇」のまま維持され、勝手に株式会社を名乗ることはできません。ただ、商号を変更する定款変更を行えば、株式会社を名乗ることが可能となります。しかし、この場合には特例有限会社としての特例を受けることはできなくなってしまうので、役員任期や決算公告の義務化といった今までにはなかった制度や手続が必要となります。

ポイント②最低資本金制度の撤廃 – 資本金一円の会社も可能に! –

現在は、株式会社では、1,000万円最低資本金制度が導入されています。より容易に株式会社の設立を可能とするために、この出資規制が撤廃されることになりました。従って、新会社法のもとでは、出資額一円でも株式会社を設立することは可能となります。また、発起設立の場合には銀行の払込金保管証明も不要となるので、今までより少ない資金で会社を設立することが可能となります。具体的に必要な額は、資本金一円で会社を設立した場合、定款の認証手数料5万円、定款原本に貼る印紙代4万円、登録免許税15万円など、おおむね24万円の税金等と設立手続をした司法書士の支払う報酬です。

なお、新規事業促進法等の確認を受けることにより、最低資本金以下で設立した確認会社(いわゆる一元会社)については、取締役会決議で定款変更することにより、最低資本金を充足しないと解散する旨の規定を廃止することができます。

司法書士・行政書士 吉田事務所

〒366-0051

深谷市上柴町東七丁目17番地15

TEL 048-573-0325

FAX 048-573-0425

E-mail mail@office-yoshida.jp

●業務案内●

不動産登記（売買・贈与・相続等）
商業登記（設立・役員変更・商号変更等）
裁判事務（訴状作成・相続放棄・破産等）
許認可手続（農地転用・各種営業許可等）
VISA・内容証明・成年後見・遺言等

ポイント③ 会社の組織について(1) - 役員任期を10年にすることも可能 -

現行法においては、取締役の任期は株式会社では原則2年間と定められていました。しかし、株式会社には、株主が多数にのぼり、その発行する株式が市場で自由に売買できる会社から、株主が数人の家族経営の会社まで、色々な形態の会社が存在します。このうち、全ての株式の譲渡制限を行っている会社については、株主の変動が少ないため、株主に対し取締役の信任を頻繁に行う必要が少ないものと考えられます。そこで、株式譲渡制限会社については、それぞれの会社がその実態に応じた取締役の任期を定めることが可能となりました。具体的には、原則の任期は2年間としつつ、定款で定めることにより10年間まで延長可能となりました。なお、監査役の任期についても同様に延長することが可能です。

ポイント④ 会社の組織について(2) - 会計参与制度の創設 -

新「会社法」では、新しく会計参与制度が創設されました。会計参与制度とは、外部からチェックの役割を担う会計監査人と異なり、取締役と共同して計算書類等を作成する会社内部の機関です。会計参与の設置は原則として任意です（一部例外あり）。会計参与の担い手としては税理士が想定されています。今まで顧問税理士が行ってきた帳簿作成、決算等の事実上の業務を法律上の権限とするものであり、主として小規模会社における計算書類の信頼性を高めることを目的とするものです。このことにより、金融機関等による融資等の場面において、対象会社の計算書類に一定の安心感を与え、与信審査を円滑に行うことが可能になるのではないかと考えられます。

ポイント⑤ 会社の組織について(3) - 機関設計の柔軟化 -

新「会社法」では、それぞれの株式会社の実態に応じた運営形態を採用することができるように、株式会社の機関設計については、一定のルールの下、原則として、各会社が各機関（取締役会、監査役・監査役会、会計参与、会計監査人、三委員会等）を任意に設置できるものとした。ただ、株主が不特定多数となることが予想される大会社や会社債権者が多数に上るとされる大会社については、一定程度厳格な会社形態を採用することが義務付ける必要があります。そこで、会社法では、株式会社について株式譲渡制限の有無および会社の規模（大会社か否か - 資本金五億円以上or負債100億円以上）の2つの観点から4区分して、一部の株式にでも譲渡制限をしていない会社や大会社については、一定程度以上の厳格な会社形態の採用を義務付けています。

※改正法のため、不明確な点もございますので、今後の情報もご確認下さい。当事務所では、今後も、新会社法についての情報提供（e-mailを予定）を予定しております。情報提供を希望される方は、当事務所（mail@office-yoshida.jp）までご連絡下さい。